

中国・樺太等残留邦人問題に関する略史

―― 移民・移住 ――

年	中 国	樺 太
1905（明38）	満州の権益獲得	日露戦争終結、ポーツマス条約締結
1907（明40）		北緯50度以南の樺太を領有
1929（昭 4）		樺太庁発足
1931（昭 6）	世界恐慌（日本－失業者の増大、農村の疲弊、貧困が深刻化）	
1932（昭 7）	満州事変勃発	
1932（昭 7）	『満州国』建国 満蒙開拓団の送り出し	（日本各地から樺太への移住が進み、朝鮮半島からも出稼ぎや徴用で多くの労働者が移住する）
1936（昭11）	満州移民20年/100万個計画（国策）を発表	
1937（昭12）	蘆溝橋事件、日中全面戦争に入る	
1938（昭13）	満蒙開拓青少年義勇軍本格募集始まり5,000人渡満開始	
1939（昭14）	「大陸の花嫁」100万人計画を樹立	
1945（昭20）	ソ連、日ソ中立条約の不延長を通告して満州、樺太へ侵攻（8月9日） アジア・太平洋戦争終結	

―― 戦後の引揚 ――

	（在満日本人、開拓団の逃避行）	（本土へ緊急疎開、多数の犠牲者発生）
1946（昭21）	国府軍と米軍で日本人送還協定 引揚本格化（前期集団引揚）	集団引揚開始（前期）
1949（昭24）	中華人民共和国成立 集団引揚中断	集団引揚中断
1952（昭27）	中国政府、日本人3万人の引揚援助表明	
1953（昭28）	民間団体を窓口引揚げ再開（後期集団引揚） （日本赤十字、中国紅十字会など）	
1956（昭31）		日ソ国交正常化 集団引揚再開（後期）
1957（昭32）		集団引揚再開（後期） （昭和32年から昭和34年9月まで継続 以降個別引揚）
1958（昭33）	中国からの集団引揚終了（以降個別引揚）	
1959（昭34）	未帰還者に関する特別措置法で「戦時死亡宣告」公布	
	（1万3,600名余の戸籍抹消）	

―― 現在の帰国 ――

1972（昭47）	日中国交正常化	
1975（昭50）	残留孤児肉親探し公開調査開始（昭和56年まで全9回実施）	
1981（昭56）	残留孤児訪日調査開始（平成11年度まで30回実施）	
1984（昭59）	中国帰国孤児定着促進センター（所沢）が開所	
1985（昭60）	身元引受人制度創設 3年間で1,000人の身元未判明孤児受入 （帰国1回目のピーク）	ペレストロイカ
1987（昭62）	全国5か所に中国帰国孤児定着促進センター開所	
1988（昭63）	全国15か所に中国帰国者自立研修センター開所	樺太等残留邦人に対する一時帰国制度創設
1989（平 1）	身元判明孤児に対する特別身元引受人制度の創設	「樺太（サハリン）同胞一時帰国促進の会」設立
1990（平 2）		「同胞一時帰国促進の会」による第一次一時帰国事業開始 「サハリン日本人会」結成
1991（平 3）	特別身元引受人制度の対象者に残留婦人等を追加	ソ連崩壊 （帰国への道が広がる）
1992（平 4）		同胞一時帰国促進の会が「日本サハリン同胞交流協会」に改称
1994（平 6）	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」施行 国民年金法等の一部を改正する法律公布（国民年金の特別措置）	
	中国帰国者定着促進センター長野分室、山形分室開所	
1995（平 7）	（帰国2回目のピーク） 全国3か所に中国帰国者定着促進センター開所 全国5か所に中国帰国者自立研修センター開所	
1996（平 8）	中国残留邦人等に係る新たな国民年金の特例措置施行	
1998（平10）		中国帰国者定着促進センターに入所開始
1999（平11）	宮城中国帰国者定着促進センター閉所	

―― 帰国援護から定着支援へ ――

2000（平12）	中国帰国者支援に関する検討会開催（引揚援護から定着支援を重点に転換）	
2001（平13）	中国帰国者支援・交流センター開設 （首都圏中国帰国者支援・交流センター、近畿中国帰国者支援・交流センター） 中国帰国者と同等の支援で帰国開始	
2004（平16）	九州中国帰国者支援・交流センター開設	
2006（平18）	東海・北陸中国帰国者支援・交流センター、中国・四国中国帰国者支援・交流センター開設	
2007（平19）	与党プロジェクトチームが新支援策をまとめる 北海道中国帰国者支援・交流センター、東北中国帰国者支援・交流センター開設	
2008（平20）	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」施行	
2014（平26）	配偶者支援金の実施	

※定着促進センター、自立研修センターは順次閉所となり、中国帰国者支援・交流センターのみ開設されています（首都圏センターで定着促進事業を実施／2016年4月現在）

国の援護

厚生労働省ではさまざまな援護を行っています

一時帰国援護

- ◇ 墓参や親族訪問等、毎年一時帰国できるように旅費の実費相当を支給します。
(身元未判明の場合や、在日親族による受入が困難な場合も、民間団体が受け入れることで毎年一時帰国ができます)

永住帰国援護

- ◇ 日本への永住帰国を希望する場合、帰国旅費の実費相当を支給します。
(在日親族による受入が困難な場合や身元未判明の場合でも、身元引受人のあっせんなどにより永住帰国ができます)

定着・自立援護

- ◇ 帰国後6ヶ月間、入所による基本的な日本語学習や生活習慣などの研修を受けられます。
- ◇ 定着後も全国の中国帰国者支援・交流センターで、日本語学習や相談等の支援を行います。
(北海道、東北、首都圏、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の7センター)
- ◇ 自立指導員を派遣し、日常生活上の相談や自立に向けてのいろいろな指導を行っています。
- ◇ 必要に応じて自立支援通訳の派遣や健康相談を行っています。

平成20年から開始された支援

- ◇ 満額の老齢基礎年金等の支給を受けられます。(保険料は国が負担)。
- ◇ 世帯の収入額が一定の基準を満たない場合は年金等を補完する支援給付を行います。
- ◇ 地域で安定して生活できる環境を構築します。(中国語等のできる支援相談員の配置等)
また、身近な地域で日本語を学べる場を提供し、状況に応じた支援策を実施します。

平成26年から開始された支援

- ◇ 支援給付を受けている中国残留邦人等が亡くなられた場合、「配偶者支援金」を支給します。
※特定配偶者(永住帰国前から継続して配偶者である方)が対象

中国残留日本人孤児の身元調査

身元調査

平成11年までに2,116名が訪日による身元調査に参加し673名の身元が確認されています。
平成12年からは訪日調査を経ず、直接一時帰国や永住帰国ができるようになりました。
(平成24年までに90名が日本人孤児と確認され、そのうち12名の身元が判明しています。)

身元未判明孤児に対する調査

中国残留日本人孤児の方々は、自分がどこの誰なのか知りたい、肉親と会いたいと切望しています。
身元が判明しない中国残留日本人孤児の方々について、お心当たりのある方や手掛かりとなる情報のある方は、厚生労働省までご連絡下さい。

※お寄せいただいた肉親情報等については、プライバシーに配慮し、担当者が責任を持って対応いたします。
また、肉親であることの名乗り出に伴う不安等がありましたら、遠慮なくご相談下さい。

厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	代表番号	03-5253-1111 (内線3494)
	直 通	03-3595-2456
	F A X	03-3503-0116